

川崎市学習支援・居場所づくり事業運営委託法人選考委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、学習支援・居場所づくり事業の運営を委託する法人を選定するにあたり、公平かつ適正な審査及び選考を行うために、川崎市学習支援・居場所づくり事業運営委託法人選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 選考委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 企画提案書等提出された書類の審査に関すること。
- (2) 企画提案内容の評価及び運営法人の選考に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められること。

(組織)

第3条 選考委員会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長（自立支援担当）
- (2) こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長（家庭支援担当）
- (3) 教育委員会事務局教育政策室担当課長（区教育・事業調整）
- (4) 事業実施区の区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課長

2 前項第4号については、事業実施区の保護課が2課以上の体制の場合は、いずれか1名とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 選考委員会の委員長は健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長（自立支援担当）とし、副委員長はこども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長（家庭支援担当）とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は会務を総務し、選考委員会の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(選考委員会)

第6条 選考委員会は、委員長が召集する。

2 選考委員会は、南部（川崎区及び幸区）、中部（中原区及び高津区）及び北部（宮前区、多摩区及び麻生区）に分けて開催し、該当区内の事業について一括で審査等を行う。

3 選考委員会は、健康福祉局長及びこども未来局長が協議の上、別に定める基準に基づき、運営法人の選考を行う。

4 選考委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

5 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 選考委員会は、非公開とする。

(庶務)

第7条 選考委員会の庶務は、健康福祉局生活保護・自立支援室及びこども未来局児童家庭支援・虐待対策室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。